

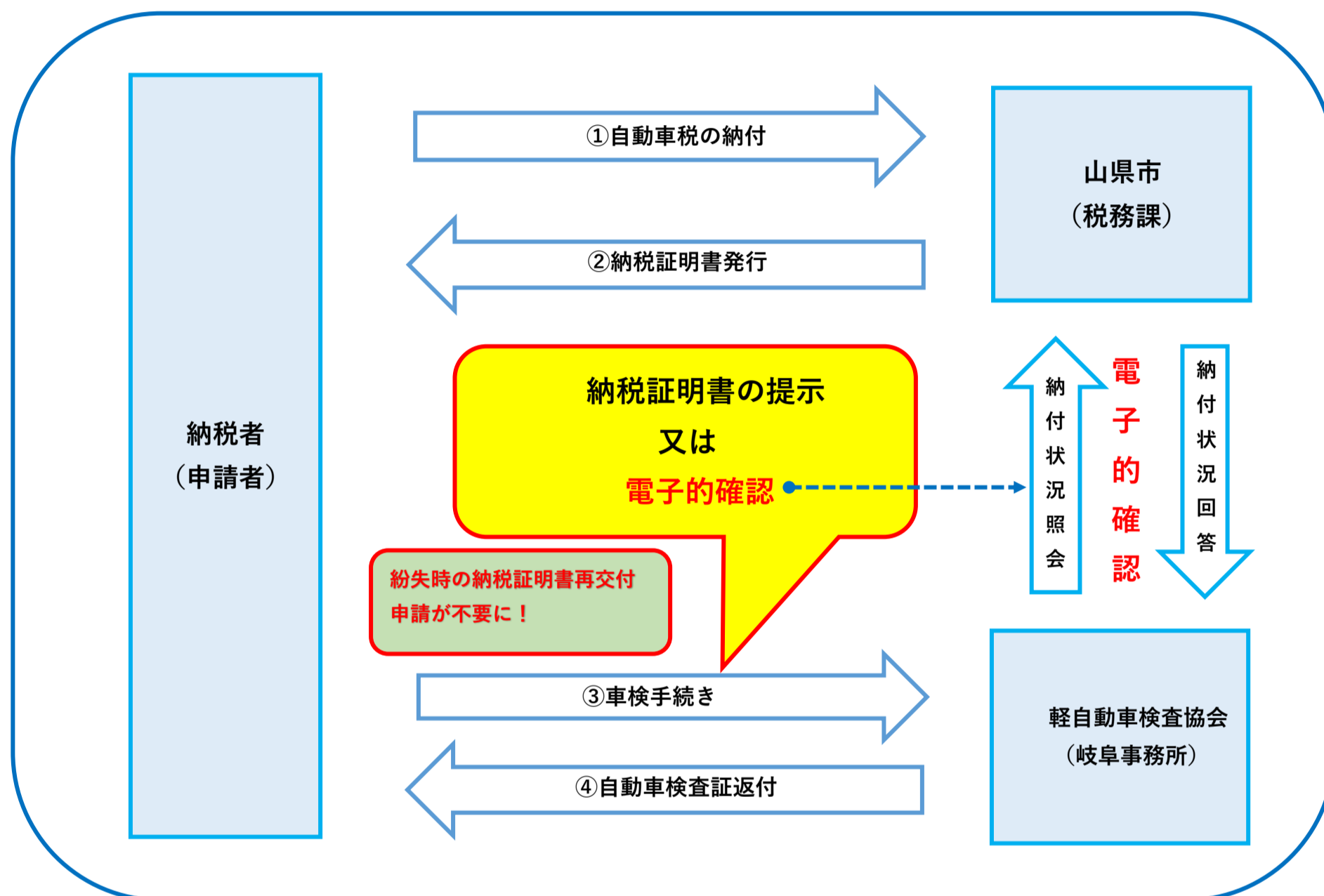
令和5年1月から

## 車検時に、軽自動車税の納税証明書の提示が省略できます！

利用者の利便性向上を図るため、軽自動車検査協会（岐阜事務所）と市町村との間で、電子的に軽自動車税の納付情報を確認するシステムが構築されます。

これにより、納税証明書を紛失された場合の再交付手続きが不要になります。

ただし、納税証明書の提示が省略できるのは軽自動車税に未納がない場合に限りです。



### (ご注意ください)

- ・小型二輪自動車については、引き続き車検の際に納税証明書の提示が必要です。
- ・納付情報の電子的確認ができるまで1週間から2週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける場合は、今までどおり納税証明書の提示が必要です。

### お問い合わせ先

山口市役所 税務課 市民税係 (電話) 0581-22-6822

裏面もご覧ください。

### 1. 納税確認の電子化とは何か。

車検時に軽自動車税の滞納が無いことを電子的に確認し、車検受けを可能とする制度です。(軽自動車税【軽J】納税【N】確認【K】システム【S】の頭文字をとって。「軽JNKS(ジェンクス)」といいます。)  
軽自動車検査協会の端末で、納税確認をすることができるようになり、納税証明書を提示しなくても、車検を受けることができます。

### 2. JNKS(ジェンクス)は、こういったときに利用することになるのか。 (納税証明書は不要となるのか。)

納税証明書を紛失した場合に、市役所税務課又は支所にて再交付を受けることを省略して車検手続きを行うことができるものです。  
なお、毎年5月にお送りしている納税通知書により納付していただき、添付している納税証明書を提示して車検を受けていただくことが基本ですので、今までどおり納税証明書は大切に保管してください。

### 3. 事前に山口市役所税務課又は支所に確認の電話をして窓口にて証明書の再交付を受けていたが、軽JNKS(ジェンクス)が始まったら、どうなるのか。

今までどおり、市役所税務課又は支所へお問い合わせいただくと、軽自動車税の納付状況についてお答えします。申請により納税証明書の再発行も行います。  
なお、軽JNKSでの車検受けが可能かどうかについては、山口市役所税務課にてお答えすることができますので、車検証をお手元にお持ちのうえお問い合わせください。

### 4. 軽自動車税の滞納が無いにもかかわらず、軽JNKS(ジェンクス)が利用できず、車検の際に紙の納税証明書の提示が必要となる場合とは。

次のようなケースでは、軽JNKSによる車検が受けられませんので、今までどおり、納税証明書の交付手続きが必要となります。

- ①納付したばかりのため、軽自動車検査協会にその情報が提供されていない場合(口座振替による納付を含む)
- ②前年度以前に前所有者に未納がある場合
- ③他の市町村から転入後、最初の納付期限までに車検を受ける場合
- ④中古車購入や名義変更後、最初の納付期限までに車検を受ける場合
- ⑤身障減免を受けている方で、5月末日から6月末日までに車検を受ける場合

### 5. 全国どこの軽自動車検査協会でも、軽JNKS(ジェンクス)により継続車検が受けられるのか。

全国の軽自動車検査協会で軽JNKSによる継続車検受けが可能です。  
山口市役所税務課で軽JNKSによる車検受けが可能かどうかを確認することができるのは、山口市で課税している車に限られています。  
このため、他市町村から転入し、次年度の納期限の前日までに継続車検を受ける場合は、転入前の市町村に確認してください。

### 6. 現在、納税通知書の右端に付いている納税証明書は廃止するのか。

廃止する予定はありません。納付後、すぐに車検を受ける場合等、軽JNKSを利用できないこともありますので、納税証明書は大切に保管してください。